

美しい都市づくりのためのデザインガイドライン（案）に関する  
戸田市都市景観アドバイザーからの意見への対応

当日資料2

意見照会期間 令和元年10月8日から令和元年10月23日まで

戸田市都市景観アドバイザーを対象として意見照会を行った結果、3名の方から20件のご意見をいただきました。いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方は次のとおりです。

【意見の内容と意見に対する市の考え方】

	意見の内容	対応
1	タイトルが長いので、「美しい都市デザインガイドライン」にしてはどうかと思います。	「美しい都市づくりのための…」というタイトルは、既発行済みのガイドライン（公共施設等・屋外広告物）との一貫性を考慮する必要があるため、原案のとおり進める予定です。
2	本ガイドラインがどれほどの強制力と効力を持つかがよくわからない。	本ガイドラインは、景観法第8条第2項第2号に関連する内容となるため、基本的には遵守していただくこととなります。
3	「夜間照明の基本的考え方」について、一言。防犯灯について問題があります。最近多くの都市でLEDタイプの防犯灯の設置を進めています。安心、安全に大きく貢献する照明として、歓迎すべきなのですが、問題はどれも、とても眩しいのです。街の建造物に景観照明をしても、すぐ横に眩しい防犯灯が立つと、台無しです。行政が関与する道路照明、街路灯への光の質への配慮は行き届くのですが、防犯灯となると、住宅街＝町内会、商店街から業者に任せきりではないでしょうか。光が遠くまで届く＝眩しい器具、消費電力の節約＝色温度の高い青白いLED、できるだけ安価に＝眩しさへの配慮がない器具、管理込みで業者に発注することが増えております。安心、安全の名の下に、折角美しい都市づくりのガイドラインを作っても、美しい夜景観には程遠い状況です。防犯灯に対するデザインガイドラインについても考慮が必要と考えます。	いただいたご意見を踏まえ、IV2-2景観形成基準等の解説において、照明の色温度及びLEDタイプの防犯灯のまぶしさについて、アドバイザーからの一言として追記します。
4	P.2「デザイン全般の基本的考え方」3まち並みに表情を持たせるきめ細かなデザインとする、の解説内容が、1,2の理念的な内容に比べて具体的のようだがわかりにくい。	当該基本的な考え方は、第2次戸田市景観計画（案）から引用しているものです。景観計画の変更案については既に住民の縦覧に供しており、ご意見がなかったため、内容に関する修正は行わない予定です。
5	P.2の「慣例色」が一般の人には馴染みがなく、もう少し色のイメージがしやすい言葉の方が良いように思う。	いただいたご意見を踏まえ、P.7以降の各STEPが随時視覚的にわかるよう、ページのヘッダーに明記します。
6	P.4の図版（計画・デザインの流れ）がP.7以降の各STEPと照合されているが、視覚的にわかりにくい。	いただいたご意見を踏まえ、記入例付きの見本をP.78に掲載しております。
7	「チェックリスト」がどういうものなのか雛形がないので、わかりにくい→実物の雛形（フォーマット）を付けたほうが良い。	チェックリストについては、記入例付きの見本をP.78に掲載しております。
8	チェックリストの説明図版中にABCDFのアルファベット記号が図示されているが、これらはSTEP1～5に対応しているようであり、なぜアルファベット記号を新たに使う必要があるのか不可解である。情報過多と煩雑性を増していきづら。	いただいたご意見を踏まえ、当該図中では、STEP1～5への対応のみを明示します。
9	P.4のSTEP5の色彩についての配慮は理解できるが、色と関係の深い「素材」については項目はいらぬのか？	いただいたご意見を踏まえ、IV3色彩についての配慮において、素材の質感をいかすことや、反射等による周辺への影響に注意することを追記します。

10	P.6の届出対象行為と規模について、工作物の図版が工業系や商業系（遊具系）、土木系の絵だが、まだあるのでは？	当該図は、届出の対象とする工作物の種類ごとの例を示したものであり、全ての工作物を示すものではありません。いただいたご意見を踏まえ、各図にタイトルを付して各種類の例であることを示します。
11	建築物と工作物の定義がよくわからない。P.6が定義に当たるものだと思いますが、特に工作物の定義と適用範囲がここで示されている説明と図版だけなのか？と思う。	建築物の定義は建築基準法によるものです。工作物については、届出対象となるものを注釈で列記しています。
12	P.7で初出の「景観形成基準」が唐突で、これが何なのか説明がなくわかりにくい。	いただいたご意見を踏まえ、景観形成基準の初出時（Iはじめに）に説明を加えます。
13	P.7で説明している5つの土地利用区分の5つの区分が下の土地利用方針図では区分がわかりにくい。特に4,5はどちらも「複合系土地利用」の区分項目になっていて、違いがわからない。	いただいたご意見を踏まえ、巻末に土地利用方針図の拡大図を追加し、凡例の区分を修正します。
14	13ページの図を80ページのようにA3サイズの折り込みにしてはどうかと思います。	いただいたご意見を踏まえ、戸田市立地適正化計画におけるゾーン区分の図は、本文中では読みやすい向きで掲載し、巻末に拡大図を追加します。
15	P.17の「景観形成基準（建築物・全区分）」がP.7の「景観形成基準」と同じことなのか？	P.17の表は、P.7の景観形成基準について、土地利用区分別に表としてまとめたもので、同じこととなります。
16	P.17の表図版がわかりにくい（p.17～33まで同様）。縦軸横軸の項目、通し番号などマトリックスとし、使い手にわかりやすく、見やすく、簡潔にしてあげるべき（p.17～33まで同様）。	いただいたご意見を踏まえ、縦軸の見出しに土地利用区分別の色を使用し、わかりやすさに配慮します。
17	A-6の「可能な範囲で」の有無の違いがわからない、同じ表現でいいのでは？	当該景観形成基準は、第2次戸田市景観計画（案）から引用しているものです。景観計画の変更案については既に住民の縦覧に供しており、ご意見がなかったため、内容に関する修正は行わない予定です。
18	P.19から掲出される「記号の凡例」と「景観形成基準等の一覧表」がもっとわかりやすく、機能的にデザインされるべきでは？ 「デザインの基本的考え方」の絵とキャプションと「記号の凡例」、「景観形成基準等の一覧表」が全て一目で同じものを指していることがわかるように。記号やキャプションの整合・照合をとるべき。現行のものでは情報が整理されておらず、煩雑でわかりにくく、本ガイドラインの良さが生かされた基準コンテンツになっていない、もっとブラッシュアップされるべき。	いただいたご意見を踏まえ、記号の使用を減らし、見やすい簡素な一覧となるよう整理します。
19	P.35以降の「景観形成基準等の解説」で、タイトルヘッドラインや5つの土地利用区分アイコンに色が使われているが、なぜここで初出されているのか？ 色を使ってわかりやすく試みているならば、もっと前から同じ色を照合できるようにするべきでは？ 本ガイドライン全てにおいて整合の取れる記号、色の使い方をすべき。 色をむやみに使うべきではないと思うので、使うならば読み手にとって理解度がUPするように。	いただいたご意見を踏まえ、土地利用区分アイコンの色を他の一覧等でも共通して使用し、一貫性のあるデザインとします。 また、景観形成基準の項目ごとのタイトルヘッドラインには色を使用せず、土地利用区分や全体の区切り（本ガイドラインにおけるベースカラーで統一）との混同が無いようにします。
20	全体的にガイドラインとして（内容はよく考えられていると思うのですが）、もう少しデザイン的に精査された方が良いでしょうと思います。 事業者がこのガイドラインを手にとって、戸田市の美しい都市づくりに貢献しようにもガイドラインがわかりにくいと、良い効果が期待できなくなるのでは、、、 と思います。街並みにはある程度の活気（にぎわい）も必要です。	いただいたご意見を踏まえ、全体のデザインを精査します。